

中国赴任者(駐在員)の帰任に伴う注意事項について

春は人事異動により日本企業の中国赴任者が赴任の任期を終えて帰任するケースが多く見受けられます。帰任に当たり、赴任者は中国での赴任生活を終えて中国から出国(一時出国ではなく)することになるため、中国において長期滞在及び就労を前提として整えられた環境を整理する必要があります。今回は、中国赴任者が帰任するに当たって必要となる主要な手続きと注意事項を整理します。

1. 工作許可の抹消

中国赴任者が中国大陸戸籍以外の者で、永住許可をしている場合でない限りにおいて、中国で就業するに当たっては必ず就業にかかわる許可(以下、「工作許可」とします。)を取得する必要があります。一方、中国赴任者が帰任するに当たっては、この「工作許可」を抹消する手続きが必要となります。なお、「工作許可」は、駐在員事務所の代表として勤務すること、もしくは中国法人で勤務することを前提として発行されますので、当該手続きは駐在員事務所もしくは中国法人が申請者となって手続きを行うことが想定されています。

当該手続きを怠ったとしても、期限の到来とともに工作許可は失効します。しかしながら、「工作許可」の抹消は後述の「居留許可」抹消の条件とされているため、「工作許可」を抹消しないために「居留許可」の抹消を行うことができず、結果として出入国管理上の問題が生じる可能性がある点には注意が必要となります。また、中国の社会保険について、法令上、外国人は「工作許可」を保有することが加入の条件となっているため、「工作許可」が抹消されない(もしくは失効しない)限り社会保険の保険料負担が生じるといった可能性があります。

2. 居留許可の抹消

中国赴任者が中国大陸戸籍以外の者で、永住許可を取得している場合でない限りにおいて、中国で長期滞在をするためには、「居留許可」の取得が必要となります。一方、中国赴任者が帰任するに当たっては、この「居留許可」を抹消する手続きが必要となります。「居留許可」が抹消されると、その時点から中国に滞在することが認められなくなります。そのため、抹消手続きに当たっては、抹消から帰国までの一定期間において中国での滞在が認められる停留証(ビザ)が発行されることとなります。

中国赴任者の「居留許可」は、前述の「工作許可」を条件として取得が可能となります。そのため、「居留許可」の抹消に当たっては、事前に「工作許可」が抹消されていることが必要となります。なお、「居留許可」に関しては、事情変更が発生した場合には10日以内に出入国管理局に届出を行うことが義務付けられています。そのため、中国での労働契約の期間の終了日、もしくは辞令による任期終了日(以下、任期終了日とします。)から10日以内に居留許可の抹消申請を行う必要があります。しかしながら、現実には、中国赴任者は、任期終了日とほぼ同時に日本に帰国することが多いため、居留許可の抹消手続を行わないままに中国を出国することが多いものといえます。「居留許可」を抹消しないまま帰国したとしても、この一事をもって何らかの処罰が行われることはありませんが、帰任後に赴任に当たって取得していた「居留許可」に基づいて中国に入国、滞在する場合には、目的外滞在、等の出入国管理上の諸問題が発生する可能性があるため注意が必要です。

3. 個人所得税の精算

中国では、課税年度（暦年1月1日～12月31日）において183日以上中国に滞在する外国人は居住者として課税年度中の総合所得に対して年度（一年間）で課税が行われます。中国赴任者が課税年度中に帰任する場合、当該課税年度中の滞在期間が既に183日以上経過している場合には居住者として課税されることとなりますが、帰任にあたり課税年度中の総合所得に関する納税額に過不足がある場合には税額の精算（納税もしくは還付）が必要となります。このうち、課税年度における納税額が不足している場合には、源泉徴収義務者である中国法人（もしくは駐在員事務所）が申告して納税することが可能ですが、納税額過多となっており還付が必要な場合には本人（もしくは代理人）による確定申告が必要となります。なお、赴任による中国での滞在期間が連続で6年以上となる場合には、帰任時点においては当該年度の課税所得が確定しないため、税額の過不足がある場合には年度終了後の確定申告により税額の精算を行うべきこととなります。

一方、帰任までの滞在期間が183日未満の場合には、当該年度は非居住者として課税されることとなります。非居住者は、源泉徴収義務者である中国法人（もしくは駐在員事務所）によって行われる毎月の申告により納税を完結させる必要があり、帰任月に至っての税額の精算は制度として想定されていません。申告月を遡って納税額の調整が必要となる場合には原則として延滞税が課税されることになるため注意が必要となります。

4. 中国社会保険の脱退

中国赴任中に中国の社会保険に加入していた場合、帰任に当たって社会保険から脱退することが認められています。社会保険から脱退する場合、特に養老保険（年金）、医療保険に関しては、個人口座積立部分が中国赴任者個人に脱退一時金として支給されることとなります。一方、脱退は必ずしも義務ではなく、個人の選択の委ねられることから、脱退せずに社会保険の加入履歴を中国に残すことも可能となります。この点に関しては、本来は、中国赴任に当たって会社と中国赴任者との間で取り決め（海外赴任規定等）が行われるのが一般的ではありますが、仮に事前にこのような取り決めが行われていない場合には、帰任に当たって会社と中国赴任者との間で協議が行われるべきこととなります。

なお、現状では、赴任者が社会保険に加入していない場合や、赴任者が社会保険に加入していたとしても、日中社会保障協定に基づき中国の養老保険（年金）に加入していない場合も多いため、まずは駐在員の中国での社会保険への加入状況について確認することが必要と言えます。

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244